

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準(不利益処分関係)

			資料番号	56	担当課	薬務衛生課
法令名	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	根拠条項	57の8	不利益処分の種類	県指導センターの指定取消し	
生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)						
(指定の取消し)						
第五十七条の八 都道府県知事は、都道府県指導センターが前条の命令に違反したときは、第五十七条の三第一項の規定による指定を取り消すことができる。						